

平成27年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年12月7日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、4日に続きまして一般質問であります。順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番(平川理恵君) 議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まずは、地方創生についてご質問させていただきます。人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある社会を創造することを目的に、全国の自治体で人口ビジョン及び総合戦略の策定が進められています。斑鳩町におきましても、11月末に第2回目のまち・ひと・しごと創生会議が開かれ、2060年の人口ビジョン案、総合戦略の施策体系が示されたと聞いています。創生会議の構成や住民アンケート調査結果、人口ビジョン案、総合戦略の施策体系等、会議資料がホームページ上に公開していただいています。このことにつきましては、以前に私も要望させていただいたことでもあり、住民参加のまちづくりを進める上で活発な議論につながることにとなり、好ましいことだと感じております。

さて、この公表いただいている人口ビジョン案によりますと、斑鳩町では2060年に2万1,500人の人口を目指すとしておられます。その数字の算出方法として、転出者と転入者が同数、2040年には合計特殊出生率が2.07に上昇することを仮定したものとなっています。しかしながら、社会保障人口問題研究所によると、2060年の人口は1万7,800人、現状のまま推移すると1万7,800人と推計されておりまして、現状の合計特殊出生率が1.28ということから考えますと、非常に達成するのは困難な目標と思われるます。幾つかのパターンが示されておりまして、現実的な人口目標を設定することもできたと思われるます、あえて高い目標を設定されるその理由をお聞かせください。

○議長(中西和夫君) 植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) 地方創生における人口目標についてのご質問でございますが、まず、本町におけます地方創生の取り組みについて、現在の進捗状況を簡単に説明させていただきます。

ことし8月に住民アンケートによる意識調査を実施した後に、産業界、大学、金融機関等の関係者10人の構成で、総合戦略の方向性や具体案への幅広い意見を反映させることを目的としました外部の有識者会議であります斑鳩町まち・ひと・しごと創生会議を立ち上げたところでございます。その第1回の会議を先月11日に、また、第2回の会議を先月30日に開催をしたところでありまして、会議の内容といたしましては、住民アンケート結果を踏まえての人口ビジョン案と総合戦略施策体系案に関する意見交換を実施したものでございます。

ご質問の人口目標につきましては、人口ビジョンにおいて将来目指すべき戦略人口として掲げる予定でありまして、まち・ひと・しごと創生会議の中では、斑鳩町の推計人口が、将来、社会保障・人口問題研究所の推計値では、2060年に1万7,800人程度まで減少することから、将来人口のシミュレーションを、出生、死亡、異動の将来設定を3パターン仮定をいたしまして、それぞれの推計結果をお示しした上で、戦略人口に対する考え方などのご意見をお聞きしたところでございます。

会議資料における2万1,500人という戦略人口につきましては、最終案ではなく、たたき台の数値でありますけれども、この推計根拠としましては、国の長期ビジョンに準じた推計条件となっております。現状から見れば高い目標と思われまますものの、その実現のために町としてあらゆる努力をしてみたいという考えによるものでございます。

戦略人口の具体的な数値につきましては、現在、有識者にご意見をお伺いしているところでございます。最終案として取りまとめた後、今週の総務常任委員会におきまして人口ビジョン案をお示ししたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 現在、創生会議に意見を伺っているということのところのことということですが、創生会議の意見は意見として、町の考えをお聞かせいただきたいところですが、今週の総務常任委員会において説明していただけるということですので、きょうのところは控えさせていただきます。

地方創生関連で、もう1点質問させていただきます。同様に、ホームページ上に総合戦略の施策体系が掲載されています。具体的には委員会でご説明いただけるということですので質問はしませんが、施策体系に盛り込まれている事業案には、新規のものも幾つか見られています。新型交付金の規模は、当初予想されていたほどは大きくなく、町

の持ち出しによる部分も出てくると思われませんが、町として取り組む姿勢をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） この総合戦略の内容につきましても、先月に開催いたしました斑鳩町まち・ひと・しごと創生会議において、総合戦略施策体系案をお示しいたしまして、ご意見をお聞きしているところでございます。

国の総合戦略におきましては、4つの基本目標を掲げておりまして、1つ目として、地方における安定した雇用を創出すること。2つ目として、地方への新しい人の流れをつくること。3つ目として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること。4つ目として、時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するということになっております。

現段階での本町の総合戦略施策体系案としましては、これらの国の動きと連動し、当町の人口動向や実態を踏まえた基本目標を考えているところでございまして、今後、有識者からのご意見を踏まえまして、基本目標に沿った総合戦略案の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

その際の新規事業の登載の考え方でございますけれども、国の地方創生関連の新型交付金対象とするために、現段階で考え得る全ての新規事業を今回の資料では登載させていただいております。ただ、新型交付金の総額が、昨年当初予定されておりました額から大幅に縮小されていることから、これらの登載事業につきましても、新型交付金や町の財政状況などを見て、財源を十分勘案しながら、基本目標を実現するために、より効果の高いと思われる事業から優先して実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

この総合戦略につきましても、最終案がまとまりましたら総務常任委員会において報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） まち・ひと・しごと創生に向けては、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5つを原則とし、特に、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施することとしています。効果検証を伴わないばらまきや、地域に浸透しない表面的な施策では、交付金を獲得することは難しいと思われれます。斑鳩町の未来に向けて、効果のある計画の策定をお願いしまして、次の質問に移ります。

2点目は、男女共同参画推進計画について、質問をさせていただきます。斑鳩町では、現在、男女共同参画推進計画の第3次計画の策定に取り組んでおられます。現行の第2次計画は平成18年4月策定とのことですので、実に10年ぶりの見直しとなります。当時から比べますと、社会情勢もさま変わりしておりますし、現在の実情に合った計画の策定をお願いしたいと思います。

さて、第3次計画の策定に当たりましては、第2次計画の検証も同時に進められていると思います。第2次計画の中には、幾つかの数値目標が示されておりました。その中で、特に、審議会等の女性委員割合35%以上及び女性がいない審議会等の解消、また、町管理職の女性割合20%以上と示されておりましたが、現在の達成状況について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 第2次斑鳩町男女共同参画推進計画は、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画といたしまして、質問者がおっしゃいましたように、平成18年以後10年間の計画として策定をいたしております。

この第2次計画では、町における政策・方針決定過程への女性の参画推進施策といたしまして、審議会等の女性委員割合35%以上の実現と町管理職の女性割合20%以上の実現の目標数値を設定いたしましたところでございます。

まず、1つ目の審議会等の女性委員割合35%以上の実現ですが、計画の中間年である平成22年度に30%、最終年の27年度に35%以上という数値目標をしておりました。策定当時は、国や県における数値目標は30%でしたが、当時の男女共同参画推進委員会の、目標を高く掲げることで国や県における数値目標の実現を目指してはどうかというご意見を踏まえ、35%に設定をいたしたところでございます。その達成状況は、平成22年3月末時点で25.5%、平成27年3月末時点で28.9%となり、平成19年3月末時点の23.9%と比較して5ポイント上昇しているところでございます。

また、女性委員がいない審議会等の解消につきましては、審議会等改選時における人選や公募委員の女性枠の設置などに努めた結果、平成18年度の9つから、平成26年度は6つまで減少しているところでございます。ただ、審議会等の性質もあり、全てを解消するということには至っていない状況でございます。

2つ目の町管理職の女性割合20%以上の実現についてでございますが、策定当時、

もっと高く設定すればよいのではないかと、10年で管理職になりそうな年齢層の割合を考えると、この10年でこれ以上の割合を達成するのでは難しいのではないかと、種々ご意見をいただいたところであり、最終的に20%の実現を数値目標として設定をいたしました。人材の登用に関しましては、個々の意識や資質に係るものですが、その達成状況は、平成22年4月1日時点で16.3%、平成27年4月1日時点で16.7%となり、平成18年4月1日時点の13.5%と比較して3.2ポイント上昇したところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） では、達成できていない理由についてどのように分析されておりますでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 審議会や管理職を初めとする女性の役職登用が少ない理由といたしましては、平成26年度に実施いたしました男女共同参画に関する住民意識調査の結果におきましても、女性は家庭における責任を多く担っているため、責任ある仕事につきにくい、また、登用する側に男性優先の意識や女性管理職に対する不安がある、また、勤続年数が短く、役職につくための条件を満たす前に退職してしまうという理由が多く見られたところでございます。また、この調査において、女性が継続して働く上で必要なことといたしましては、家族の理解や協力のほか、女性が働きやすい雰囲気、職場の理解・支援や、育児・介護などの休暇制度の充実や休暇がとりやすい職場環境といった声が多くを占めておりました。

家事労働や育児の負担が女性に偏っている現状では、女性の登用率を上げるためには、時間的制約に配慮する仕組みや制度を整え、ワーク・ライフ・バランスを図るとともに、女性自身の仕事や昇進に対する意欲を上げる意識改革、また、性別より個々の能力を重視するなど男性側の意識改革も必要になると考えております。

審議会、管理職の女性比率の目標を達成できていない背景には、このようにさまざまな要因・課題が分析されますことから、第3次男女共同参画推進計画におきましては、働く場、政策・方針決定の場、家庭や社会生活など、あらゆる分野での男女共同参画の取り組みをより一層進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 女性管理職の比率を上げていくためには、女性が管理職を目指そうとする意識改革やそれを支援する仕組み、子育てと両立できる環境を整えることが大

切だと考えます。これは、女性に対してだけではなく、男性に対しても同様ですし、女性活躍推進法の中でも、女性だけではなく、男性の長時間労働の是正や育児参加、ワーク・ライフ・バランスということも盛り込まれています。この点について、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者おっしゃいますとおり、女性の管理職への登用率の問題はワーク・ライフ・バランスの実現とも密接にかかわっておりまして、少子高齢化が進展し、共働きの世帯が増加する中で、仕事と家庭の両立は、女性だけではなく男性の問題にもなっているところでございます。住民意識調査におきましては、男性が育児休業や介護休業を取得することに対しまして、「男性も取得するべきとは思いますが、現実的には難しいと思う」が約6割を占めております。また、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するようになるために必要なことといたしましては、「夫婦や家庭間でのコミュニケーション」、「男性自身の抵抗感をなくすこと」のほか、「労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」、あるいは「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」などがあげられているところでございます。

平成27年8月に制定されました、いわゆる女性活躍推進法では、企業トップや管理職の意識改革、特に男性の意識改革と長年培われた男性中心の職場風土の改革を求めるとともに、長時間労働の是正や子育てをしながらでも安心して就業できる子育て支援の充実など、職場生活を家庭生活の両立を図るための環境整備が求められているところでございます。

本町では、第2次男女共同参画推進計画におきましても、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組みを進めてまいりましたけれども、第3次の計画におきましては、計画の柱となる基本目標の1つに、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の推進を掲げまして、働き方・働きかたへの改善の支援及び仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進を基本方針といたしまして計画の素案に盛り込み、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 第3次計画の中にワーク・ライフ・バランスの推進ということの基本目標の1つに掲げていただけるということで、期待をさせていただきたいと思いません。

さらに、審議会委員の女性比率についてですけれども、上昇しているということは喜ばしいことですが、大学の先生などが委員に入った結果、引き上げられているようにも感じます。各種団体の長が委員になることも多く、そうした立場の方は男性が多いという事情もあるのかもしれませんが。こうした場に出て発言する女性を住民の中から1人でも多くふやしていくための取り組みをすることも男女共同参画推進には大切なことだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 審議会につきましては、法律等により設置が義務づけられているもののほか、有識者などから幅広い意見の聴取を主な目的として要綱などにより設置をしている協議会などがございます。

有識者等につきましては、学識経験のある方ということになりますことから、大学の先生が構成メンバーとなる場合が多くありますが、町民の行政の幅広い協働参画を求めするため、審議会等の目的や性格に応じ公募を行う、できることといたしまして、その際は、公募する際は、男女各1名ずつの募集を行っているところでございます。

また、自治会やPTA、子ども会などの地域活動では、実質的な活動には女性が多く参加されているにもかかわらず、方針決定の場は男性が占める場合が少なくございません。あらゆる分野で男女双方の意見や考え方が対等に反映されるためには、政策・方針決定の場への女性の登用を進めると同時に、女性自身がそうした場に参画するための力をつけていくことも重要であり、家庭、職場、地域、学校など暮らしのさまざまな場面における仕組みや習慣などに深く根づいている性別役割分担意識の解消も課題となることを十分認識しまして、第3次計画においても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 前向きな答弁をありがとうございました。

いろいろとお伺いをいたしました。では、現在進めておられます第3次計画に向けた姿勢、また、目標設定等につきましてのお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 第3次男女共同参画推進計画に向けた目標設定についてでございますが、現在、この計画の策定に向けて、男女共同参画推進委員会で審議を進めていただいているところでございます。

本町では、平成8年に第1次計画を策定し、平成16年に男女共同参画推進条例を制

定した後、平成18年に第2次計画を策定いたしまして、男女共同参画社会の実現に向けて、「女と男がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」をテーマに掲げ、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化の進展を初め、社会経済や地域社会などの急速な変化を背景に、男女間の暴力に関する問題の多様化のほか、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和といったことや女性の活躍支援に関する事など、男女共同参画に関する新たな課題や取り組みが求められているところでございます。

また、平成26年度の住民意識調査の結果を見ましても、性別役割分担意識は根深く、男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状でございます。政治や経済の場における女性の活躍も低調である一方で、子育てや介護、地域の方への男性の参画が進んでいないなど、多くの課題が残されております。

これまでの推進委員会での審議におきまして、「女と男がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」としたまちの姿の実現は道半ばであることから、このテーマを第3次計画の理念として継承し、引き続き男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し取り組むものいたします。

そして、その基本目標として、第2次計画策定以降の社会動向や男女共同参画にかかわる法制度の見直しなど新たな対応課題を踏まえ、1つ目として、男女共同参画社会実現に向けた意識づくり、2つ目として、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる基盤づくり、3つ目として、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の推進、4つ目として、男女間の暴力等を許さない社会づくり、5つ目として、誰もが安心して暮らせる環境づくりという、この5つの基本目標を確認をいたしまして、議論を深めていくことといたしております。

今後は、パブリックコメントを実施いたしまして、その意見等を反映させた上で第3次計画案を取りまとめる予定としておりまして、この計画案がまとまった時点で総務常任委員会にもご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

もう1点、男女共同参画推進計画に関連した質問をさせていただきます。ことし9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。法律によりますと、市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとしてあります。この計画は、男女共同参画推進計画の中

で位置づけることもできると聞いています。今回、男女共同参画推進計画の策定をちょうど進めているところでもあり、本町でもこの女性活躍推進法の推進計画についてどのように対応されるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） いわゆる女性活躍推進法についてでございます。ご承知のとおり、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ということで制定をされました。また、平成27年9月には、これに基づいた基本方針が策定されまして、市町村におきましては、基本方針を勘案し、地域における女性の職業生活における活躍を推進するための行政としての推進計画を定めるよう努めることとされたところでございます。

本町では、男女共同参画推進計画の1つの分野といたしまして、既に女性の職業生活における活躍を推進しているところであるため、この女性活躍推進法に基づく推進計画と男女共同参画推進計画を一体のものとして策定し、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、女性活躍推進法では、各自治体に、事業主の立場として女性の活躍のために作成する事業主行動計画の策定が義務づけられております。女性職員活躍の現状を把握・分析しまして、その結果を踏まえ、それぞれの自治体の実情に応じた数値目標を含んだ行動計画を平成28年4月1日までに作成することとされています。この策定指針につきましては、先月の20日に示されたばかりでありまして、また、県主催の市町村の説明会も今月14日に予定されているところでございまして、今後、これら指針等に基づきまして、本町におきまして事業主行動計画の策定に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 確認をさせていただきますが、一体のものとして策定するということは、男女共同参画推進計画の中で女性活躍推進法の推進計画として位置づけるということをも明文化するということによって理解してよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

斑鳩町は、大阪の都市部にも近く、現代的な感覚を持たれている方も多く住まれている一方で、古くからの意識も根強いまちだと感じます。男性も女性もともに暮らしやすいまちになりますような計画策定をお願いし、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、障害者差別解消法への対応について、ご質問させていただきます。全ての障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年に制定され、来年4月に施行されます。また、本県では、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が制定され、これも来年4月に施行されます。障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会をつくっていくということが求められています。

法律では、地方公共団体の役割として、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること、障害を理由とする差別を禁止すること、障害を理由とする差別の解消を図るための必要な啓発活動を行うものとしています。この中には、障害者の権利・利益を侵害することや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行わないことも含まれるとしています。

そこで、質問です。本町において、4月の法律の施行に向けてどのような取り組みがされているのか、または計画をしておられるのかをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法につきましては、平成25年の6月26日に公布されまして、平成28年4月1日から施行されることとなっております。

この障害者差別解消法では、地方公共団体の義務として、第3条におきまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定して実施すること、第7条におきましては、行政機関における障害を理由とする差別の禁止、第15条におきましては、住民等への周知啓発があげられています。また、努力義務といたしましては、第10条において、職員が適切に対応を行うための対応要領の策定や、第17条におきましては、障害者差別解消支援地域協議会の設置があげられています。

まず、この法律で地方公共団体の義務として規定されております当町の現状についてでございます。第3条関係の差別解消の推進に関する施策の策定・実施につきましては、昨年度、町の障害者施策における根幹でございます斑鳩町障害者福祉計画の策定におき

まして、障害者差別解消法の公布を鑑みて、地域における共生や障害による障壁の除去を盛り込んだ内容の施策の体系の見直しを行っております。

また、第7条関係の障害を理由とする差別の禁止についてでございますが、市町村には、障害を理由とする社会的障壁の除去と合理的な配慮が求められることとなります。これまでも当町では、施設のバリアフリー化の推進や聴覚障害者に対しての手話通訳者の設置等の対応は行ってきたところでございますが、より一層個々の障害に応じた障壁の除去を行ってまいりたいと、このように考えております。

最後に、第15条関係の周知啓発についてでございますが、当町では、12月の町広報紙におきまして障害者差別解消法の記事を掲載をいたしまして、不当な差別の具体的な例等によりまして周知を行っております。今後も、機会を捉えまして周知啓発は継続して行ってまいりたいと考えております。

また、努力義務としてあげられている内容につきましても、まずは障害者差別解消法の周知啓発を優先して行う中で、奈良県や先進地等の取り組みを参考に対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、西和7町で組織・運営する西和7町障害者等支援協議会でも、障害者差別解消法を重要な地域課題であると考えておりまして、協議会の専門部会の1つであります人権施策部会において協議を進めております。今後、住民向けパンフレットの作成等についても検討を進めているところでございまして、広域的な協議につきましても継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

12月広報にも掲載をしていただきまして、そのほかにもさまざまな取り組みが進められているということなので、安心をいたしました。

法律では、地方公共団体の機関は、職員が適切に対応するために必要な対応要領を定めることを努力義務としています。その中で、職員に対する啓発なども行うことが盛り込まれています。努力義務ではありますが、本町としてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この障害者差別解消法の第9条及び第10条につきましては、行政職員の対応要領についての内容となっております。

第9条におきましては、国等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めること

が義務づけられておりますが、第10条での地方公共団体職員の対応要領については努力義務となっております。

現在、県下市町村におきまして、対応要領を作成した市町村があるというのは聞いておりませんが、奈良県では対応要領の策定を検討されているというふうに聞いているところがございますので、これらについて、情報収集を図るなどいたしまして、当町におきましても研究を行ってまいりたいと考えております。

また、職員の障害への理解の促進、あるいは障害者差別解消法の周知を図るため、人権研修等の機会などを通して啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

奈良県においての障害者差別をなくす条例については、障害のある人たちの切実な思いによる運動の成果が条例制定を後押ししたと私は認識しています。障害のある人が味わってきた苦しみは想像以上のもので、それゆえに国の法律、県の条例制定の効果を本当に期待していると感じます。条例制定を求めてきた団体では、県内の各市町村に条例制定後の取り組みについてアンケート調査を実施しておられまして、各自治体の取り組む姿勢が回答として寄せられています。本町でも、なお一層取り組みが進められていることをお願いいたします。

もう1点、つけ加えて要望させていただきます。法律では、地方公共団体に対し、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じることを求めておられます。本町では、新年度に向けて機構改革を予定されていると聞いています。障害者差別に関する相談に対応するところはどこになるのか、庁内で整理し、きちんとした対応をしていただきますようお願いをして、この質問については終わらせていただきます。

最後の質問をさせていただきます。西和地域7町による合併協議会が解散してから、ことしで10年になります。合併の是非はともかくとして、近隣自治体で広域で取り組む課題はあると思いますが、現在、広域で取り組んでいる事業の現状、今後の方向性について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 近隣自治体との広域での取り組みについてでございます。

まず、当町におけます広域連携の枠組みといたしましては、平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町との西和7町を圏域といたします王寺周辺広域市町村圏がございます。この広域市町村圏に属する市町村は、それぞれの行政需要に相互に協力しまし

て、また、共通の社会問題等に効率的に対応できるよう一部事務組合を設立し、市町村事務の一部を共同で処理をしているところでございます。

その主なものでございますけれども、老人福祉施設三室園がでございます。その設置に至る社会的背景でございますが、高齢化が進む中、身体的、精神的に障害がある方や常時介護を必要とする高齢者等が増加傾向が見られるようになりまして、昭和31年に設置をされたところでございます。この三室園組合におきましては、養護老人ホーム三室園の設置及び管理のほか、特別養護老人ホーム三室園、同じくあくなみ苑の運営もされているところでございます。

もう1つ例をあげさせてもらいますと、王寺周辺広域休日応急診療施設組合がでございます。この組合の設置に至る背景でございますが、大阪のベッドタウンとして王寺周辺広域市町村圏の人口が急増する中、核家族化が進行し、乳幼児や高齢者を抱えた世帯にとっては休日における医療不安が切実な問題となってきました。さらには、1町単独では医師の確保が困難となっていたため、一部医療事務の共同化を図ることを目的に、昭和53年に設立をしたものでございます。共同する事務といたしましては、休日応急診療所、みむろ訪問看護ステーションの設置や管理運営のほか、介護認定審査会の業務、障害者自立支援認定審査会の業務についても行っているところでございます。

次に、奈良県内37市町村において、その常備消防事務を共同で行います奈良県広域消防組合がでございます。前身の西和消防組合を含む県内11消防本部が合併をいたしまして、平成26年に新たに設立をされたものでございます。この組合は、住民サービスの向上及び消防力の強化を目的としまして、住民の生命、身体、財産を各種災害から守り、住民が安心して安全に暮らせる管轄地域の実現に向けまして、広域化のメリットを最大に活用していくことを目指しております。今後は、通信指令部門の統合を図り、指令の一元化を行うことで消防活動の初動体制が強化され、現場への到着時間の短縮が期待されているところでございます。

そのほか、今、申しあげました一部事務組合という形ではありませんけれども、今年度におきまして、近隣自治体と共同で取り組んでいる事業といたしましては、固定資産台帳整備と財務書類の作成がでございます。本町と安堵町、王寺周辺広域休日診療施設組合と連携をいたしまして、共同で指導助言業務を委託することで、合同で研修会等の開催を行うこと、また、他町との情報交換をしながら実施できること等によりまして、経費削減と効率的な事業実施を図っております。

また、平群町、三郷町、安堵町との生駒郡4町におきまして共同で取り組んでいる事

業といたしましては、公共下水道事業の企業会計への移行がございます。また、先月の28日、29日には、聖徳太子ゆかりの地を巡るいにしえ浪漫街道ツーデーウォークを開催をいたしまして、4町連携による地域づくりのきっかけといたしまして、事業の効率的な実施を図るだけではなく、4町それぞれの魅力を生駒郡全体でアピールすることにより、その相乗効果を図ったところがございます。

今後につきましても、行政課題等に応じましてさまざまな連携の形をとるなど、より一層近隣自治体との情報交換を密にし、共通する行政課題等には協力し、共同で取り組みを行うことを十分検討しながら、限られた財源で最大限の効果を生み出すことができるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） いろいろな課題について広域で取り組んでおられることがわかりました。課題について議論をする場もあるということですので、福祉や環境問題等、広域で取り組むべき課題については広域で議論をしていただきますようお願いして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、土地区画整理事業についてであります。町は、駅前整備について、当初、法隆寺駅南北住宅地は再開発、南側住宅地の南方農地は三代川までの間は区画整理を行うと計画されていたように記憶しています。その後、この計画は無理があるため凍結され、JR法隆寺駅とその周辺道路の整備を主とした計画に変更になり、現在に至っています。

土地区画整理についても、最初は地権者の方々のさまざまな考えがあり、難しい状況でありましたが、何回も話し合いが行われた結果、区画整理を行うことになり、当該区域を市街化調整区域から市街化区域に編入された経緯があったように記憶しています。それに伴い、いかるがホールからJR法隆寺駅に通ずる西名阪バイパス道からのアクセス道路も現実味を増してきて、住民説明会なども開催されました。しかし、最近、この区画整理区域内で民間業者による宅地造成が行われています。

そこでお伺いしますが、この区画整理事業は中止になったのですか。それとも、規模を縮小してでも行うのですか。今後の方向性について、お伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者ご指摘いただきましたとおり、新家地区におきます土地区画整理事業につきましては、その予定地におきまして、組合施行による土地区画整理事業の手法により良好な市街地形成を図ることとされて、平成23年5月10日に市街化区域に編入をされています。

土地区画整理事業につきましては、地権者のまとめ役となり推進してこられた方がお亡くなりになりまして、また、当時、地権者から委任を受けておられた方も事業から手を引かれた状況となっております。現時点では、具体的な事業計画が示されないまま現在に至っているというところでございます。

町では、当該地域におきまして、土地区画整理事業と一緒に法隆寺駅前線及び法隆寺駅前広場の都市計画が定められるよう、関係機関協議を進めてまいりました。しかしながら、計画の概要につきまして市街地部分の地元説明会の開催や個別対応によりご理解を求めてまいりましたところ、土地所有者の中には町が示した計画案に対して非常に厳しいご意見をいただいている方が数名おられるという状況で、進んでいないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまの答弁によりますと、今のままでの区画整理事業は難しいと感じましたが、それならば、いかるがホールからJR法隆寺駅までのアクセス道路について、区画整理の減歩によって生じた土地をアクセス道として利用することは不可能になってくるわけですが、このアクセス道路の計画の今後についてはどうですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） アクセス道路でございますけれども、法隆寺駅南口の整備の必要性につきましては、町も十分に認識をさせていただいているところでございますので、法隆寺駅、駅前線ですね、につきましても、そのルートにつきましても、地元の皆様にご理解をいただけますように検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） このアクセス道路につきましては、大型観光バスが悠々と法隆寺駅南口まで入ってこられるようにということで計画されたものだと思います。今、法隆寺駅周辺、大型観光バスが入ってくるには難しいような道路状況にはなっておりますので、ぜひともこのアクセス道路については進めていただきますことを期待しております。

続きまして、2番目の質問です。JR法隆寺駅には、会社または個人の送迎車が多く

あり、特に、天気の悪い日には駅前広場や付近道路が渋滞するほどの混雑ぶりです。

先日雨天時に、駅前交番の前で車がとまり、運転者が車の後ろから車椅子を取り出し、後部席に乗っておられた障害者の方をその車椅子に乗せ直して、横断歩道を渡り、南口のエレベーター口まで行かれるのを目にしました。私は、駅の近くに住まいしていますが、今の光景を目にするまで、駅に障害者用の乗降用スペースがないことに気づきませんでした。すぐに北口へも見に行きましたが、北口にも設置されていませんでした。最近では、公共施設の駐車場には車椅子のマークの障害者用の乗降用スペースがありますが、しかし、JR法隆寺駅南北広場にはないのです。この車椅子マークのスペースの確保は難しいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご指摘いただいております障害をお持ちの方の乗降用スペースにつきましては、スペースの確保という点につきまして、現状で課題としてはございますが、来年度以降にバリアフリー基本構想の策定を当町として予定をしておりますので、こうした取り組みにおきまして、どのように反映をしていけるかということを検討してまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまの答弁で、来年度以降にバリアフリー基本構想の策定の中で反映できるか検討することなんですけれども、スペースの確保がそんなに時間のかかる難しいことなんでしょうか。北口のエレベーター前の広場にもスペースはあります。また、南口エレベーター前のタクシー待機スペースの西側にもスペースはあります。早急に調査され、車椅子マークのスペース確保をされることを期待しております。

次に、JR法隆寺北口から北へ延びる5号線の東側歩道がやっと完成し、駅利用者の方々や観光客の皆さんが利用されています。この5号線の歩道につきましては、当初、東側だけ約4メートルほどの歩道設置計画でありましたが、歩道は道路両側にあるべきとの意見が出て、話し合いの結果、道の両側に設置する計画に変更なると聞いております。

東側歩道完成後は、今後は西側歩道設置になろうかと思いますが、幸いにも旧まねき屋の跡地が更地になっていることから、先行取得されてはいかがですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘の駅前北口から南北へ通じます町道312号線、駅前5号線の整備に関してでございますが、ご指摘いただいておりますように、

平成26年度に既に取得しております事業用地の範囲内におきまして、歩行者と車両の通行に、より有効に活用できる幅員を確保することとして暫定的な整備を実施してきたところでございます。

この路線につきましては、今、ご質問者のご質問いただきましたように土地利用がされているという中で、確保できないかと、先行取得できないかというところでございますけれども、この路線につきましては、関係地権者と協議を進める過程におきまして、地権者全員の合意の上で事業を進めるよう意向が示されることから、現在、事業の進展が図られていないという状況でございますので、先行取得をするところにつきましてもちょっと難しいという実態になってございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまのご答弁で、暫定的な整備を実施したとされました。ということは、西側歩道設置は計画済みであり、整備が必要であるとの認識は持っておられると理解します。

それでは、平成20年8月、町長と一個人との間に交わされた覚書について、その交わされた経緯について、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、ご質問者のご指摘いただきました、平成20年度の覚書というものでございますけれども、この道路事業を進めていく中におきまして、地権者の方と交渉して計画につきまして協力を求めるという協議を当時してまいりました。その中で、地権者との交渉、1点、条件につきまして、お互いに合意ができないという状況になったこと、それと、それに伴います、当時、西側の地権者の全員の方々が、全員でもって、全員の合意がなしには事業を進めるなといったご要望等もいただく中で、その覚書をもとにですね、事業が進められていないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この覚書をした経緯っていうのをお聞きしたんですけど。

私、この覚書を読みまして、個人的な意見なんですけれども、東側地権者の1人でも反対すれば、歩道設置はおろか、5号線が将来、完成なった新竜田道に接続する計画すら難しいことになろうかと思っています。西側、今現在、完成なった歩道ですね、西側歩道に協力された方の中には、町に裏切られた、協力するんじゃなかった、協力した土地を返してもらいたいくらいとの思いでおられる方もいらっしゃいます。行政に不信感を感じておられるわけですね。

この覚書は、ほかの整備計画における住民との対話にも影響するものであり、不適切な対応であったと私は思っていることを申し述べまして、次の質問に移ります。

過日、総務委員会において審議会の構成委員の氏名が述べられたのを聞きまして、他の審議会に就任されておられる方が2、3名おられました。そこで、斑鳩町の各審議会の人数及び延べ人数、実人数をお聞きします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成27年3月31日時点における本町の審議会や委員会等の数は36でございます。その委員の延べ人数は359人、実人数は254人でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今、答弁された中で、複数の審議会に委嘱しておられる人数についてお聞きします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほど答弁いたしました36の審議会・委員会の委員のうち、公職にある委員を除いた委員で、3つの審議会委員会に就任されている委員は10人、4つ以上の審議会・委員会等に就任している委員は6人でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 各審議会に重複して就任しておられることについて、時間的、また、審議内容、この審議内容というのは、1人の委員さんの考えが複数の委員会にわたってその考えが反映されることへの影響についてお聞きします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 審議会や委員会等の委員の選任に当たりましては、できる限り幅広く意見を聞くためにもさまざまな方に委員として就任いただくことが望ましいと考えておりますが、専門的知識や経験からその方が委員として最も適しているという場合におきましては、複数の審議会や委員会等に同一の方が重複して就任していただくこともございます。

こうした場合におきましても、審議会や委員会等の委員の選任に当たっては、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱により、委員がその職責を十分果たすことができるよう、1人の方が就任することができる審議会等の数を原則5以内と定めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 1人5以内というのはちょっと多いかなという気はいたします。

それでは、特別職報酬等審議会委員に代表監査委員さんが就任しておられますが、議員の報酬額や町長など特別職の給料の額の改定、決定ですね、について住民監査請求された場合、審議にかかわっておられた代表監査委員さんが監査請求を監査されることになろうと思われませんが、問題は生じないんですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 代表監査委員におきましては、町の代表監査委員として、また、町の財務及び行政運営に関しまして精通しておられるということから、特別職報酬等審議会の委員に就任をいただいたものでございます。

また、さきの9月議会におきまして議決されました議員皆さまの報酬の額や町長等の給料の額の改定の内容につきまして住民監査請求があった場合についてでございますけれども、地方自治法の規定によりますと、住民監査請求の対象は、違法または不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実とされておりますことから、予算執行以前の行為であります条例の制定及び特別職報酬等審議会の答申につきましては、監査の対象となる具体的な財務会計行為には当たらないものと認識しておりまして、問題はないと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） このことにつきましては、法的にも問題は生じないとのことですが、私には、ただ単純に考えて、各種監査を実施される代表監査委員さんに対して、町長の給料や議員の報酬額の答申にかかわる委員に委嘱されることは望ましくないと考えております。町民の方に要らぬ不信感を抱かせる結果にもなろうかと思っております。そのことを申し述べまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

先日の総務委員会で斑鳩町総合計画アンケート調査の結果報告があり、その中で、観光・交流の推進の分野では、まちの魅力の再発見が重要とあり、項目別では、63.7%の方がまち歩きの魅力の向上が最も多い結果となっております。

観光面では、町が有するさまざまな資源を再発見、再発掘するには、ウォーキングし

ながら斑鳩を楽しんでいただくことが最適なことだと思いますし、また、住民の方々が健康を維持するためにウォーキングされている姿をよく見かけます。

そこで、ウォーキングを楽しんでいただくために、観光スポットと観光スポットを結ぶルートや公園と公園を結ぶルートに消費カロリーと距離を表示した歩きやすいマップづくりを考えてはと思うのです。また、消費カロリーは、単に数字を並べるだけでなく、わかりやすくケーキとか御飯の絵を入れてつくれば楽しいものができるように考えるのですが、町のお考えをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、消費カロリー等の表示ということでございます。

近年の健康づくりブームにより、運動不足解消、体調改善のためのウォーキング人口が急激に増加をしている状況でございます。

当町におきましては、先月、生駒郡4町で開催をいたしましたツーデーウォークや観光協会主催の記紀万葉ウォークなどさまざまなコースを設定しながら開催をしているところでございます。

そして、現在、当町では、自然環境や観光スポットなどを組み合わせた観光散策ルートとして、三塔いにしへの道や太子ロマンの道、自然散策うるおいの道など6つのルート設定を行い、観光マップに掲載をして観光に来ていただいた方に利用していただき、大変好評をいただいているところでございます。

また、今年度より、自然環境に特にすぐれた全国ため池百選にも選ばれました、いかるが溜池において、水辺環境整備として周遊道路や公園整備を県営事業として進められているところでございまして、平成31年度には完成する予定となっております。完成後においては、これらのコースを取り入れた散策ルートなども検討しているところでございまして、ご質問者をご指摘いただきました、歩いた際の消費カロリーの表示や距離の表示などの要素は、利用者の目線に立ったマップ作成の中で参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、お答えしていただいた6つのルートが書かれた観光マップですが、観光客向けに配布されて、なかなか住民の皆さんにはあまり知られていないもののように感じます。せっかく好評のまち歩きマップですので、健康づくりで楽しく歩いておられる方にも知っていただくように考えていただければと思います。よろしくお願

します。

また、ウォーキングされている方からよく耳にするのは、トイレの問題です。まち歩きマップにトイレの場所を掲載してはと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ウォーキングをされている方々、また、観光客を受け入れる中で、公衆トイレは大変重要なものと考えています。しかし、公衆トイレを新たに設置しますと、管理等さまざまな問題等があって、なかなか設置できないという状況でございますけれども、今後ですね、おもてなしトイレなどが広く世間で気運を高めているという取り組みをされているところもございまして、そういうトイレをですね、広げる事業も進めていく中で、今後、こういった事業を参考にしながら、トイレの設置と、そして、ご質問者がおっしゃっていただきますような散策ルートマップの中へのそのトイレの位置での掲載等も検討してまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 次回のいかるが溜池をコースに入れた新しい情報マップには、ウォーキングを楽しんでいる方の立場に立ったすばらしいものにしてください。よろしく願いいたします。

それでは、法隆寺周辺と三室山、竜田公園を結ぶ中間点にある生き生きプラザ斑鳩をウォーキング中の休憩場所や情報発信の拠点に最適と思うのですが、町のお考えをお聞きします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） いつでも、どこでも気軽にできますウォーキング、これにつきましては、体脂肪を減らし、肥満予防にも効果があるということや、悪玉コレステロールを減らして動脈硬化に予防効果があるなど、すばらしい健康効果がございます。このことから、今年度は、保健事業におきまして「お出かけ健康法を実践しよう～健康づくりは「おでかけ」から～」というテーマで、健康づくりのための効果的なウォーキング方法についての講演会、あるいは健康運動指導士による正しいウォーキング方法を学ぶ運動教室を実施をいたしております。また、9月の健康増進月間イベントでは、運動普及ボランティアの方が歩こう会を企画いたしまして、参加者に声かけや見守りを行いながら町内ウォーキングを行い、多くの方にご参加をいただいたところでございます。

これらのウォーキング等のイベントにつきましては広報いかるがでお知らせをしておりますが、生き生きプラザ斑鳩においても、ポスター掲示やチラシ等で情報提供を行っております。

また、生き生きプラザ斑鳩の近くにはいかるがパークウェイや竜田公園があることから、町内を散策される方の拠点あるいは休憩場所としてもご利用いただけるものと考えております。

今後も引き続き、生き生きプラザ斑鳩がそれぞれのニーズに合わせた健康づくりの活動の拠点となるような保健事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） いろいろなウォーキングに関する催しの案内や、楽しく歩く方法が掲載された雑誌等が気軽に目にできるようになれば、観光客の方や住民の皆さんがウォーキング中に立ち寄れる場所にますますなっていくと思いますので、生き生きプラザ斑鳩を健康づくりのコミュニティの拠点としていただきますように要望いたします。

最後に、健康の維持・増進または観光振興のためにウォーキングを大いに奨励してはと思いますが、町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 当町では、第2期の斑鳩町健康増進計画に基づきまして保健事業を展開しております。運動につきましても、この計画の中で、日常生活の中で意識的に体を動かしましょうという目標を掲げております。

運動と申しあげましてもさまざまなものがございますけれども、ウォーキングは生活習慣病の予防に効果のある有酸素運動でありまして、気軽に取り組みやすく、健康寿命の延伸につながると言われていることから、これまで保健事業においても運動教室を開催し、ウォーキング等を推進してまいりました。

現在、官学連携協力をしております畿央大学でございますとか、庁舎内の関係課と連携を図りながら、健康寿命延伸計画策定を進めているところでございます。意識的にウォーキングの機会をふやして、楽しみながら継続していくことができる仕組みづくりが必要であると考えております。

そこで、より多くの方が事業に参加し、実践し、継続していただけるよう、健康ポイント制度の活用等についても検討をしているところでございます。

ウォーキング等の運動習慣が定着できるような取り組みを積極的に進めることで、健康寿命の延伸を図り、生きがいを持ち、元気で幸せに暮らすことができる健康長寿社会

が目指せるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今回の質問の私の思いとして、財政上の自主財源の確保、国民健康保険の財政上の持続的健全化を願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時25分まで休憩します。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） お許しをいただきまして、一般質問させていただきます。よろしくお願ひをいたします。

3点について質問ですが、まず、第1点目は、学習支援事業についてでございます。新規に予定をしております事業の小中学校での学習支援事業について、質問をさせていただきます。

まず初めに申し上げますのは、この事業について、私は反対をしているわけではありません。事業はまだ始まっておらず、予測できるもの、できないものも含めて、実施していく中での問題点については、その都度解決策を検討していかなければならず、行政と議会はともにその責務を負っていると考えています。しかし、条例制定の今議会であるからこそ、条例改正を求める立場から、提案されています利用料についての見解を求めるものでございます。利用料の項目を削除し、無料とすべきだと私は考えております。

全国の同じような事業の実施市町村では、有料のところもありますが、無料のところもございます。現に、お隣の三郷町では無料で実施されております。

斑鳩町で月額1,000円と提案された根拠はどのようなものでございましょうか。また、徴収の見込み額の予想算定はどれくらいでございますでしょうか。まず、お答えください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） この学習支援事業につきましては、斑鳩町立小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒を対象にいたしまして、退職した教員等によりまして学校の施設を利用して学習支援を行うことで児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的としております。なお、今、ご紹介もあつたかわかりませんが、利用料といたしまして、児童生徒1人当たり月額1,000円を徴収することとしておりますが、生活保護世帯に属する児童生徒につきましては利用料を徴収しないこととしております。

教育委員会といたしましては、社会や家庭環境が複雑多様化する中、家庭の教育環境によります学力面での格差の広がりを解消すべく、学校教育だけではなく、さまざまな機会を通じた学力向上への取り組みが必要であると考えておりまして、今般、当該事業を実施しようとするものでございます。その一方で、学校教育とは異なる特定のサービスを提供するということとなりますので、この事業にご参加をいただく児童生徒の保護者には利用料のご負担をお願いするというものでございます。

また、先にこうした事業を実施されておられるところでは、利用料の負担が学習意欲の向上につながるという一面があるというふうにされておられて、一定の自己負担をもって当該事業に主体的に参加をいただけるんじゃないかというふうに考えております。

なお、利用料の設定につきましては、同様の事業を実施している自治体の利用料も参考としながら、低い金額となります、先ほども申しあげましたが、月額1,000円を設定したものでございます。

先ほど質問者の方がご紹介いただきました三郷町の例もあげられたわけでありまして、聞くとところによりますと、三郷町では、以前ございました同和対策事業の一環として、平成、これが14年度に打ち切られたということもございます。その中で、その一環としてですね、その後も町単独で実施していこうという中で、その同和対策事業にかかわるものとして取り入れておられるということで現在も無料にしているというふうなことも聞かせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ご答弁、ありがとうございます。

利用料を設定するのは特定サービスがあるからというお返事、それから、利用料を徴収することが利用促進の一助となっているということ、それで、金額的には他のところと比べても低いついていう3つの点についてお答えをいただいたと思います。

特定サービスという点につきましては、もう少し詳しくお話いただきたいのと、徴収することによって意欲が増すというか、そういったところでは、反対のデメリットの分

もあると考えておりますので、その点だけを強調して徴収するほうがいいのだということについては、私は反対の意見を持っております。

それから、最後に申しあげました徴収の見込み額ですね、利用者の予定でありますとか、また、その中で、町民の皆さんから結果的にどのくらいの収入というか、納めていただくのを考えてられるのか、それと、あわせまして、この事業の中でね、その金額がどういったくらいの割合に当たるのかということのか、その辺もお聞かせいただきたいです。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 申しわけございません、先ほど、お答えすべきところでした。今、来年度予算を勘案する中で考えてございます金額をちょっと紹介をさせていただきますけども、小学生につきましては、そういう事業に参加する児童については90人を想定しています。中学校については、30人を想定しています。そのうち、小学校においては90人のうち15人程度が生活保護世帯になるんじゃないかという予想です。それと、中学生については、30人のうち5人程度が生活保護生徒になるんじゃないかという予想のもとで、夏季休業期間等は実施、原則しないということにしておりますので、それに11か月分掛けますと、小中合わせますと、児童生徒の負担額が約110万円になるというふうに見込んでおります。

それに対しまして、それが歳入になるわけでありまして、歳出のほうでは、週2時間ということで、講師のほうは、小学生で11人、中学生のほうは6人を見込んでおまして、1時間当たりの単価を1,050円で雇用しようかなというふうにご考えてございますことから、この年間の事業日数を掛けまして、あと、補助教材も必要ということで、それを合計いたしますと、約250万円の歳出になるというふうに見込んでおります。歳入が110万円、歳出が250万円というふうにご現在考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 先ほど三郷町の事業は同和対策事業の続きというのか、いうところのことですけれども、奈良県の中和の福祉事務所で実施されております王寺町で開催のはばたき教室については、生活保護受給世帯の中学生の学習支援を行っております。斑鳩町の該当する世帯には、このことについての案内をどのようにされたのか、また、利用者があるのかについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今のご質問の内容は、生活保護世帯にどのような案内をしたのか

というご質問でございませうか。まだ、募集等につきましてはですね、この条例が議会のほうで審議いただいて。

ごめんなさい。県のはばたきの事業についての案内ですよね。県のほうから、そういった事業が、申し込み等々の案内が来ますので、それについては各小中学校にその旨を通知して、学校長のほうから該当の方々に案内するようなシステムになってございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ちょっと重ねてお聞きしますけれども、既にもうそれは案内をされたということですね、もう事業は始まっていますのでね。

それと、利用者はあったのかどうかというところが、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 申しわけございません、現在、把握しておりません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 今、言いましたはばたき教室につきましては、生活保護受給世帯との要件があります。そしてまた、中学生の進学を援助するということで、全国で同様の学習支援が行われており、かなりの効果・実績が報告されているところであります。

斑鳩町の今回提案の支援事業については、小学校の高学年をも対象としている、また、全町民を対象としているということから、この点では評価できるものと考えております。

生活保護の受給世帯は全国で平成7年度の88万人から急激に増加をして、平成25年度には215万人、世帯数では157万8,000世帯となっております。しかし、生活困窮者はこの数字の何倍もおられ、生活保護の対象要件を満たしていても保護の受給を申請されていない世帯が多く、決して減少する傾向は見られません。就労や雇用形態の悪化、賃金の実質減少、収入の不安定、消費税、保険税等の値上げ、医療費の負担増等々、生活全般にわたっており、もちろん教育費も同様であります。困窮の度合いはますます増大しております。この提案の条例案の提案説明の中で述べられました、学習塾の費用が捻出できにくい世帯は、まさに生活困窮と言えるのではないのでしょうか。

生活困窮者自立促進支援制度の創設の法案は実現しなかったものの、その中にうたわれております、子どもたちの進学や就労を支援し、貧困の連鎖防止の取り組みは、将来の子ども自身のみならず社会の発展に不可欠であると考えております。

利用料を設けることが適切であるかと考えるとき、町の財政規模、また、保護者負担の必要性、そして提案趣旨の理念に照らし、それは必要ないと私は考えております。この点についての見解をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 義務教育無償の法則というものもございます。それと、準要保護世帯への支援っていう制度もございます。これら全てですね、義務教育を適切に受けることができるようにすることを目的としているということでございます。

その一方で、今回始めようとしている学習支援事業につきましては、その義務教育を補完するシステムということでございます。そういうサービスでございますので、こうしたプラスアルファのサービスにつきましては、でありますけども、あるので、負担をいただくということもございますけども、その中でもやはり今おっしゃったような低所得者の方々にも配慮をしながら設定する必要があるであろうということで今回の金額を設定したということもございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 重ねて意見を述べることにはなるとは思いますけども、また質問もそうですが、その保護者からの負担をしていただけて納めていただくのが、先ほど答弁ありましたように、110万円であると。これが、斑鳩町がこれを徴収しなければこの事業が成り立たないわけではない金額だと私は思います。ですから、この提案説明であったように、子どもたちが経済的な理由から、いろいろな要件もあって、授業だけでは学習が完璧にというか、理解ができない、そういったところを支援をしていくんだというところからすると、この費用の徴収っていうのには反対の意見を持っております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成25年度の法律第64条の目的のところには、「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため」「子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」とあります。県の事業であります、先ほど申しあげましたはばたき教室は、王寺町の1か所での実施のため、電車やバスを使っての利用される方がおられます。この交通費の支給もされております。もちろん、利用料もありません。

斑鳩町の提案の条例については、実施するのが通学している学校での開催であるなど町民にとって利用しやすい面や、先ほど述べました対象者の幅など、大変ありがたいと思っております。利用者のうち生活保護受給世帯の利用料を免除する、免除するとの考え方をやめて、大きな目的に多くの方が参加できるよう、再考を求める次第です。

決して、斑鳩町はいいことをしているがお金がかかるなどと言われたい、温かいスマートな姿勢を示していただきたく、上案提案された今議会での質問といたしました。

子どもたちのこれからの将来を支援をしていくという点で、この利用料の設定を取りやめるよう私は求めて、質問を終わりたいと思います。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。2点目は、防災士の拡充についての質問でございます。質問の中には2つのことがございまして、1つは、この防災士の研修及び認定に係る費用の援助の問題、そして、防災士さんたちのネットワークについてのことでございます。

私の住んでおります地域の自治会、峨瀬では、西和消防署の方から防災のお話を聞きまして、AEDの実習をさせていただく機会がございました。また、先日は、地域の交流を深める催しがあり、日ごろはなかなかお会いできない方といろいろなお話をいたしました。このような企画に一役買ってくくださったのは、防災士の方でございました。自治会からの要望もあって講習・試験を受けられ、ボランティア活動を積極的にしてくださっております。ありがたく、頭の下がる思いでございます。この方は、お母様の介護度が高く、もしものときには安全に避難できるのだろうかと心配されながら、長年にわたって在宅での介護を続けておいでです。地域の住民も高齢化の傾向にあり、何らかの不具合をお持ちのため、災害時の避難等がスムーズに行えないのではという心配は大なり小なりお持ちでございます。この彼女は、人ごととは思えないと献身的に活動をしてくださっています。

今般、地域でのつながりが弱くなり、ご近所でもおつき合いのない方がいらっしゃるの、一般住宅地のみならず、いえ、マンション等ではさらにこの傾向が強いように感じております。また、新しい住民の方と古くからの方との共通の活動の機会は少なくなっており、就労も相まって、長時間顔を合わせることがない方もいらっしゃいます。

しかし、誰もが災害時への不安を感じておられますが、具体的に想像できないことや災害を漠然としか捉えていないなど、防災時の行動は混乱を来すと思われるところも多々ございます。この問題を少しでも改善させる働きを担ってくださるのが、防災士の方ではないでしょうか。

これまでも、私は防災や避難関連の質問を何度かさせていただきました。質問のやりとりの中ではっきりしているのは、緊急時にはまず自分の身は自分で守ることが基本だということでございます。その対応の力を平常時から身につけておく、その強い味方が防災士の方でございます。

斑鳩町での防災士の方の現況を、まずお聞かせください。また、資格取得への費用、町や自治会、各種団体等の助成についても、あるようでしたらあわせてお答えいただき

たいです。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 斑鳩町での防災士のご質問ですけれども、現在、斑鳩町で防災士として登録されているというようなことについての把握はありませんけれども、防災士の養成講座等に申し込んでおられる方につきましては、受講者でございますけれども、平成27年度では13人、平成26年度では3人おられるというふうに聞いております。

防災士の助成制度についてでございますが、まず、この防災士の資格取得に要する費用なんですけれども、防災士研修センターなどで受講された場合の例を申しあげますと、防災士研修講座受講料で約5万円、その他、防災士教本代あるいは防災士資格取得試験受験料、あとは、防災士認証登録申請料などを含めますと、合計で6万円程度必要になると聞いております。

ただ、奈良県において開催されています奈良県自主防犯・防災リーダー研修、これが防災士養成講座に当たるものですが、これを受講される場合には、研修講座受講料につきましては無料となっているところでございます。が、防災士の教本代の費用として約1万円の費用がかかるというふうに聞いております。

現在、奈良県におきましては、天理市、河合町、上牧町の3つの自治体が、住民または自治会等の組織に対しまして、この防災士の資格取得に係る助成制度を設けておりまして、講座受講料を除く教本代等に要する費用約1万円を市または町で補助しているというように認識をいたしております。

これらの3団体におきましては、あわせて、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織に対する補助制度といたしまして、例えば天理市では、防災組織を結成した年度に、設立支援補助金として、世帯数に応じて最大13万5,000円、活動支援補助金として、設立の翌年度に限り、最大で2万7,000円を補助されていると聞いております。また、河合町では、設立支援補助金として一律に1万円、活動補助として、設立の翌年から3年間、一律1万円を補助、また、最後に上牧町では、防災資機材等の整備に対する補助金として、1団体につき1度限りですが、10万円の補助金制度を設けられております。

一方、本町におきましては、平成24年の10月から、自主防災活動の促進を図ることを目的に、自主防災組織を設立し、活動している自治会等に対しまして、自主防災組織を設立した年度に、設立支援補助金として、世帯数に応じて最大で15万円の補助金、

活動支援補助金として最大で6万円の補助金を交付をいたしております。

このようなことから、本町の地域防災力の向上に向けた補助制度につきましては、先ほど申しあげました3つの自治体の取り組みと比べても充実したものであると考えておりまして、現在も、自治会に対しまして自主防災組織への設立促進の働きかけを行っているところでございます。当面の間、自主防災組織の設立及び活動に対する支援を重点的に行ってまいりたいと考えておりまして、防災士の資格の取得に係る費用の助成につきましては、これら自主防災組織の設立の状況に応じまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 他町の状況もお知らせいただきまして、ありがとうございます。

本町の、一番最後にありました、防災士の資格取得のための支援というところでは、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 地域の防災力向上のために、本町では、まず、自主防災組織の設立、自治会による自主防災組織の設立を進めてまいりたい。これにつきましては、先ほど申しあげました3町などの設立状況に比べ、やはり斑鳩町ではまだまだ低い状況にあります。地域での自主防災組織の設立が低い状態ということになっておりますので、まずはそこを重点的にやっていきたいということで、その設立状況が上がってくれば、この防災士の資格に対する費用の助成というのもその時点で考えてまいりたいということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 設立が先で、それから補助を考えるということですが、防災士さんをしっかりと養成をするということが設立の一番大事なポイントではないかと私は考えます。ですから、きょう私が質問でまた求めておりますのは、防災士の方々のための受講の補助というのを先行すべきだというふうに意見を述べさせていただきます。

奈良県内の市町村別の防災士の数については、先ほど少しありましたけれども、ばらつきがございます。自治会とか地縁団体と消防士の比率は、町で先ほど、県とか町で講習会を開催して養成をしているという自治体では高く、広陵町ではこのパーセントが47.05%と大変高く、県下で第1位でございます。その同じデータですが、斑鳩町は16.36%というのがデータの中にあります。生駒郡内の順位では、この占

める割合、上位から申しあげますと、三郷町が5位、平群町が10位、安堵町が14位で、斑鳩町は28位でございます。近隣では、広陵町が1位、河合町が2位、上牧町が3位、王寺町が8位、川西町で9位でございます。上位3町は補助制度があり、郡内では安堵町がこの補助制度を実施しております。

防災士の講習と受験、そして登録には、先ほど答弁ありましたように、かなりの費用がかかります。約6万円。また、会場へ行くのに交通費もあり、個人負担は大変大きなものでございます。

斑鳩町は、地震で言えば大和川断層が町内を走り、生駒あたりの矢田断層も近くでございます。矢田山の丘陵部分は、この前に土砂崩れありました広島市と同じ風化した花崗岩質の山なので、崩落ということも考えておかなければなりません。水害で言えば、大和川の下流部での洪水の心配がございます。災害で被害を受けても1人の被害者も出さない、そんな斑鳩町をつくるために、防災士の増員を願うものでございます。

まずは生駒郡の水準までを目標とし、さらには各自治会に1人以上の防災士を実現させようではありませんか。そのための助成制度の新設を強く求めるものでございます。

資料によりますと、町内の防災士の数は27人とあります。先ほど、受講の申し込みをされた方の人数がありましたけれども、まだまだ少ないほうでございます。この27人の数が、今現在の数ではないかもわかりませんが、この方たちがどのような活動をされているのか、町では把握されていらっしゃるのでしょうか。自治会内での活動、また、防災士のおられない自治会でも活動をされておいででございましょうか。また、防災士さん相互の活動についてはいかがなものでしょうか、お答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 各自治会とかでの防災士の活躍等については、個々に把握をしているわけではございません。

ただ、先ほど防災士の補助については、今後検討と申しましたけれども、防災士の必要性そのものを否定しているわけでは、当然、ございません。防災士というのは、これから自助・共助・協働を原則として社会の、特に防災に関して、社会の防災力を高めていく活動というのは今後も期待されるお仕事であるということは重々理解しております。

本町におきましても、例えば、法隆寺等と連携した避難訓練等におきましても、昨年、1回目実施させていただきましたけれども、その際には、最後、集まった方々に防災士さんからいろいろと避難の情報、避難のしかた等々を教わって、専門家から教わるということは非常に重要だというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほど安堵町のお話もされましたけれども、防災士の養成に対する補助の仕方ってというのは、いろいろなやり方があります。受講者個人に対しては補助するやり方もあれば、そういう連合会等に交付金みたいな形で出して、それを活用されるというケースもあります。ですから、そのあたりは今後、私どももどのような体制になっているか、奈良県が体制になっているかということは、研究・勉強させていただきたいと思います。

それから、ただ、かといって、人口1,000人当たり、防災士の数が、例えば先ほどおっしゃいましたけど安堵町であれば、資料によりますと、1,000人当たり0.79ですが、斑鳩町では0.95おられるというような資料もございますので、必ずしも防災士が斑鳩町で他町に比べて不足しているということではないと思います。ただ、そういう防災士の方がたくさんおられれば、それはそれで安心できる社会というのはつくれると思いますので、このことについては今後も研究・調査してまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 回答の中にもありましたように、防災士さんの、一番身近にいてこういった災害時に力を発揮してくださる存在というのは、町としても大変ありがたいものだと思います。先ほども言いましたけれども、本当に献身的にそういったことに取り組んでくださる方々に頭が下がる思いでございます。

繰り返しますけれども、この防災士さんがそれだけやっぱり重要であるっていうことからすると、まずはこの防災士の方々が町内にたくさんいてくださるということ、これを大きな目標にさせていただきたいと思いますので、ぜひとも、形が違ってでも防災士をふやしていく方向での町での補助制度のことを考えていただきたいと思います。

防災士の方も、いろいろな経験であったりとか、特技であったりとか、資格を持っていらっしゃる方々がいらっしゃると思います。そういった力というのは、防災士の講習だけではなく、それまでに培ってこられたという、そういう底力を持っていらっしゃると思っています。

他の防災士の方々との連携についてはちょっと回答がございましたけど、把握できていないということですが、これは、この防災士さん同士の資質の向上にももちろん寄与いたしますし、防災活動の充実した発展ということについては、大変重要なことだと思います。防災士の方々を中心にネットワークづくりというのをぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。隣の自治会にどういった防災士さんがいらっしゃるの

か、どのような活動をされていらっしゃるのかというようなこともお互いに知らない。もっと言うと、町内にどんな防災士の方がいらっしゃるのかもわからない、知らないんだというようなことの声聞きます。せつかく、先ほども言いましたように、自分の身はまず自分で守るところに一番身近にいてくださる防災士さん、そういった方々を活用するというか、十分に活動していただくために、その支援策というのは充実していただきたいと思います。

この防災士さんの以外にも、地域内には、例えば、お医者さんであるとか、看護師さんである、または介護士さんや保育士などの経験をお持ち、経歴をお持ちの方っていう方もいらっしゃると思います。そういった方々も、持てる力を一緒に協働で活動できるように、共通の情報を共有できる、そういったネットワークづくりを進めていただきたいと考えておりますが、この点については、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 防災士さんが普遍的に存在されるような状況になってくれば、当然、ネットワーク化というのは必要になっていくかと思えます。ちょっと私も繰り返しになりますけれども、今、自主防災組織の本町の組織率は、自治会の割合でいきますと21%にすぎません。先ほど質問者もおっしゃいましたように、災害が漠然と捉えられていると、ご指摘はそのとおりだと思います。防災士さんによる指導、リーダーシップというのも当然ですけれども、住民の方がみずから防災に取り組んでいくという意識を持っていただくことも重要かと思えます。そこで、自主防災組織の設立に重点を持って当面は進めてまいりますけれども、防災士さんの意義あるいはそういうネットワーク化についても勉強してまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

ぜひとも後回しでなく、しっかりとした基盤をつくることによって防災士さんの活躍の場を設けていただきたいと思えます。そのことが、それぞれのお一人おひとりの住民の方の防災に対する意識の向上ということにつながる、そういったことから、ネットワークの推進にも力を入れていただきたいと要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。3点目は、町職員の待遇についてというタイトルで質問をさせていただきます。職員の皆さんにおかれましては、日々の業務のみならず休日や夜間の催し事の業務等、多忙を極めておいでとのご様子を拝見を

しておりまして、一住民としても大変感謝をしております。住民とのかかわりが行政の中では一番強い町職員の皆さんが業務を円滑に行うには、専門性だけではなく、接遇の占める割合も高いことだと私は感じております。

まずは、町職員の皆さんの接遇についての取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 行政ニーズが複雑化・多様化いたしまして、職員が住民の皆様の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供していくには、職員一人ひとりが職務能力を高め、その資質を向上させていくということが不可欠でございます。能力の育成を目的とする人材研修が重要であるのと同時に、職員が自主研修に積極的に取り組む努力も必要であると考えております。

本町におきましては、職務担当に関する専門的な研修の受講によりますその能力の向上に努めているほか、毎年、新規採用職員に対しましては、公務員として求められる態度、行動を自発的にとることができるような接遇マナー研修を実施しております。

また、窓口業務や電話などの応対に対しまして苦情等があった場合におきましては、全職員に対しまして庁内通知を行うことにより再発防止に努めるとともに、日常からの意識啓発を図っているところでございます。

今後におきましても、仕事に関する知識や能力の向上に努め、責任を持って職務を遂行していくことは当然でございます。誠意を持ってお客様に接する日々の積み重ねによりまして、住民の方々との信頼関係を一層深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 住民の皆さんは、お一人おひとり、性格も考え方もさまざまでございます。また、転居や仕事等で他の市町村とのかかわりをお持ちの方も多いものと思います。私も多くの役所や役場とかかわってまいりました。また、斑鳩町の職員さんの対応は丁寧で親切だというのが私の率直な感想でございます。しかし、そうではない感想を口にされる方もあるのが現実でございます。接遇に関しての苦情やトラブルの報告があった場合、それを全職員で研修をしているということですが、どのぐらいの苦情というか、こういったことがあるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 人事を担当しています総務課に上がってきます接遇に関する、

いわゆる苦情といいますのは、年間で1、2件程度でございます。

それ以外に、いわゆる事業とか、施策に関して納得がいけないといったような内容についての苦情というのは、それ以外でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 年間に1、2件というのが少ないのか、多いのかというと、私の感じとしては少ないのではないかというふうに受けとめました。

しかし、同じ対応をしても、また、同じ言葉というか、せりふであっても、受け取り方が違うことによっていろいろなふうに聞こえる。ちょっとした言葉から気を悪くされたという方々は、その場では何も言わずに、この苦情として上がりずにそのままお帰りになっても、後々までそのことが気にかかってどなたかにお話をされるという、そういうことが伝わり聞こえてまいります。こういうことが、先ほどおっしゃいましたように、住民との信頼関係に、わずかではあっても影を落とすということは避けなければならないことだと私は思っています。

対面や対応のときに、職員さんの名前等が、名札の着装のぐあいであるとか、文字が小さいとかいうことで見えにくく、何かちょっと気になることがあっても、その方のお名前を改めて聞きにくいというようなことからそのままお帰りになるというようなことをお聞きいたしました。こういったご意見がございました。

開かれた町役場、町行政を目指してさらなる取り組みを求めたいと思いますが、これからのことについてはいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者おっしゃいましたように、いろいろな事業の中でなかなかお客さま自身が納得されない、お客さま自身が不満に思っているということはあるかと思えます。それらにつきまして、それだけじゃないですけども、いろいろな説明を求めに来られているお客さまに対しまして、丁寧に、なぜそうなっているのか、あなたの場合にはなぜできないのかといったことにつきましては、丁寧に説明するのが当然であります。納得いかないで、あるいは町職員の言葉足らずで誤解を招いたまま、そのままその住民の方が戻られるというのは、先ほどおっしゃいましたように、町にとっても、住民さんにとっても、マイナス以外のものではありません。ですから、そういう、職員それぞれが自分の仕事に対して勉強して、お客さまに丁寧に説明できるということを自主的に、あるいは役場の組織としてつくっていくと、そういう環境をつくっていくということは当然でございます。

また、名札につきましては、私やっているようなぶら下がりタイプであるとか、左の胸につけるといふようなことで対応させていただいていますが、例えば、文字が小さいといふようなことであれば、それはその意見をいただいて改善していきたいといふふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

町民と町とがしっかりした信頼関係を築いていくためのちょっとしたことでございますけれども、ぜひとも前向きに対応を考えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日午前9時から、建設水道常任委員会の開催が予定されております。関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時11分 散会）